

## 人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制研究会 第1回 議事要旨

1. 日 時 平成24年11月2日(金) 自 18時00分  
至 21時00分

2. 場 所 公益社団法人商事法務研究会会議室

### 3. 議事概要

#### (1) 研究会の趣旨等について

研究会の座長として東京大学の高田裕成教授が、座長代理として同大学の早川眞一郎教授がそれぞれ選任された。

法務省から、研究会開催の経緯等について説明がされた。

#### (2) 研究会の名称及び議事概要の作成等について

人事訴訟事件及び家事事件について、具体的な国際裁判管轄法制のほか、これらの事件の外国裁判の承認・執行の規律を検討するという研究会の位置づけから、「人事訴訟事件等についての国際裁判管轄研究会」とされた。

また、本研究会については、非頭名の議事要旨及び配布資料を社団法人商事法務研究会のウェブサイトに掲載して公表するものとされた。

今後の進行については、おおむね平成26年1月ころを目途に報告書を取りまとめることとされた。

#### (3) 配布資料の説明及び協議1

法務省から、研究会資料1に基づいて同資料第2の1(1)について説明がされた。

引き続き同資料の第2の1(1)に記載の以下の論点等について自由討論の形式で討議がされた。討議の要旨は以下のとおり。

##### ア 専属管轄

○ 国際裁判管轄において我が国の専属管轄とされている事件については、外国裁判の承認の場面、いわゆる間接管轄の場面でも同じように、いわゆる鏡像理論で専属管轄と考えて、外国の専属管轄となるものについてしか日本で承認されないということになるのか。財産権上の訴えについて専属管轄とされているものについては、日本に何らかの制度があって、この制度については日本の裁判所の専属管轄にするのが適当であると考えられているが、準拠法と密接な関係があるように思われる。そうすると、外国の裁判の承認の場面でも、同じように、外国の制度に関するものについて、当該外国が裁判したものだけを承認するということになるのか、あるいは専属管轄だからといって必ずしもそうではないのか。

○ 現実問題として、国際裁判管轄が準拠法とリンクしていることは多いだろうが、承認の要件として準拠法を入れるという考え方は今はあまりとられていないのではないのか。

○ 例えば、戸籍訂正の事件であれば、専属管轄とするのが合理的ではないかと思われるが、そこでは、日本の事件では日本法を適用することが前提とされて

いる。

- 例えば、成年後見制度には成年後見登記があるが、通則法上成年後見事件の国際裁判管轄は専属管轄とされていない。
- 専属管轄とする意味があるのは、外国でされた裁判の承認・執行を求められたときに間接管轄を認めるかどうかという場面ではないか。
- 合意管轄が許されるかどうかにも関わるのではないか。
- 外国で日本の戸籍に関する争いが生じても、日本はその外国での裁判を承認しないということになるだろうが、外国で裁判があることによって当事者が一定の行動を起こし、例えば当事者が共同申請をすれば戸籍が変更される場合もありうるから、一定のメリットがあり、専属管轄にするまでもないという議論も成り立つのではないか。
- 立法例を見た限り、人事あるいは家事に関する事件で専属管轄にしているものではなく、通常は複数の管轄原因を想定している。問題となるのは戸籍訂正等のごく限られた領域となろう。戸籍訂正でも、その前提として親子関係等実体関係の争いになる場合には、親子関係の存否確認は別途切り分け、専属管轄ではないものとして扱うのが通常であろうと思う。
- 例えば、現行の家事審判事件のうち、児童福祉法第28条に基づく承認を求める事件があるが、それは日本の行政の一環として行っているものなので、外国で行うことは考えられず、専属管轄になるのではないか。
- 外国裁判が出た場合、当事者がそれに沿う形で手続をとることもあるから意味があり、その場合は専属管轄を認めなくてもよいということにすると、およそ専属管轄を認める必要はないということになるのではないか。また、日本で承認されない裁判であっても、当事者が裁判の趣旨を踏まえた行動をとることを考えるのであれば、専属管轄にしてもその道は残るから、専属管轄にするかどうかの要因にはならないのではないか。
- 外国の裁判を承認しないとして、何を理由にそういえるのか。専属管轄だから承認しないのではなく、行政事件だから承認しないという議論も理屈の上では成り立つのではないか。もっとも、既に財産事件については一定の方向を示しているので、それと違うアイデアで動かすとすると、家事事件はどのような理由で違う考え方をするのかを説明する必要がある。

#### イ 合意管轄・応訴管轄

- 人事訴訟法や家事事件手続法の国内土地管轄について、人事訴訟法上は合意管轄も応訴管轄も認めていないのに対し、家事事件手続法では別表第2の事件についてのみ合意管轄を認め、応訴管轄は認めていない。この点が国際裁判管轄について合意管轄、応訴管轄を認めるかどうかについてどう影響するのか。
- 涉外事件になると、日本で裁判ができるか、あるいは外国に行かなければいけないかによって非常に大きな違いが出てくるので、もし当事者が二人とも日本でやりたいと言っているのであれば、国内事件では合意管轄を認めないよう

な事件類型についても、国際裁判管轄のルールとしては合意管轄を認めるというのにはあっているように思う。

- 財産事件では、特許の侵害等は、国内は専属管轄だが、国際裁判管轄では管轄の合意ができるのではないか。
- 家事事件で合意管轄を認め、応訴管轄を認めなかった理由は、一つは自庁処理が可能であること、あとは、応訴管轄を認めると、一旦は手続を始める前に早い段階で相手方に申立書を送ることになるが、家事事件では相手方に申立書を送ることに例外を設けている。また、家事事件では、必ず出頭して何かやりとりをしたり、攻撃・防御方法を出したりする点が必ずしも民事訴訟ほどはつきりしておらず、何をもちて応訴したといえるのかも判断が難しいということもあり、事後的に認めるというところまでは一般化しなくていいだろうという配慮だったと思う。
- 国際裁判管轄で応訴管轄を認めると、一旦は書類を外国に送らなければいけないということになるが、事務処理上も問題がないか。
- 合意管轄に世界的なニーズはあるのではないか。日本の裁判所に来たくない、日本の家庭裁判所の判断が非常に特殊であるという認識を持っている外国の方たちは、外国で裁判をすることに合意したいという考えは結構あるのではないか。
- 合意管轄を認めてほしいニーズが当事者にあるかと言われれば、それはあるだろう。ただ、見ている限り、諸外国で例えば離婚や子どもの親権などで合意管轄が認められている実務をあまり知らない。また、実際離婚しようということになった場合に、結婚するときにあらかじめ合意した管轄をどう扱うのかというのは問題があるのではないか。
- 家事事件手続法で合意管轄を新しく取り入れたということ、合意管轄を肯定するニーズがそれなりに高まってきていることといった流れを受けて、国際裁判管轄を考えるに当たっても、合意管轄を正面から認めていくというのにはあり得るのではないか。
- その合意が個人間の合意であって、過去に行ったものだとすると、その合意が真意によるのか、全て分かった上での合意であるのかなど、非常に問題がありそうである。
- 例えば、離婚したときの住所地といったところで、結局、それがどこなのかということは合意時には予測ができないこともある。
- 国内で合意管轄を認めるニーズと、国際裁判管轄における合意管轄のニーズとは、パラレルで議論できないのではないか。国内であれば適用される法が固定されているので、当事者の便宜によって選ぶということでもよいが、国際裁判管轄の場合は、管轄を選ぶということ自体がどの法律を適用するかに関わってきて、その結果は非常に大きい。
- 人事訴訟法の改正の際に、かなり有力に合意管轄を認めるべきだという議論

はあったが、国内では調停前置が働き、調停については合意管轄が認められ、調停係属裁判所の自庁処理があるので、結局、実際上は合意管轄の規律は不要ではないかということになった。

- 自庁処理のように裁量を広く認めるものは、国際裁判管轄では難しく、別途合意管轄を認める必要性はあるのではないか。
- ケースによっては合意管轄を認めてほしいと思う場合がありそうではあるが、どういうときによくて、どういうときに悪いかというところが結構難しいのではないか。
- 合意管轄でも、ある程度関連性がある土地についてのみ認めるとか、考え方としてはいろいろあり得るのではないか。
- 国際裁判管轄で合意管轄を認めることは、いわば裁判手続を選んでしまうことになる。どのような手続で処理をしてもらうのかというのも、広い意味で処分ができるようなものであれば、合意で決めても良いのではないか。
- 日本の裁判所ではないところで裁判をし、日本で承認せざるを得ないことがよいのかどうかも問題になる。

#### ウ 緊急管轄

- 緊急管轄を認めるのであれば、個別の事件類型においては、ある程度関連性の高いところに国際裁判管轄を認めるということだけで足りるが、緊急管轄の規定を設けないということになると、個別の事件類型の中で、申立人あるいは原告の裁判を受ける権利も考慮した上で国際裁判管轄を決めなければいけなくなる。
- 緊急管轄は規定として入ってなくても認め得るというのをこれまで前提にしてきたように思うが、それを書き込むことでどう変わるのか。
- 仮に被告住所地というものを正面から原則として認め、例外的に原告の住所地を認めるという今の実務的な運用をそのまま規律した場合には、やはり緊急管轄は議論した方が良いが、原告の住所地を管轄原因として広く認めるような法制をとるのであれば、緊急管轄が問題になるような場面は少なくなってくるのではないか。
- 緊急管轄を認める考え方は、何らかの管轄原因で、日本と関連があって、管轄を認めてよい場合がかなりカバーされるのであれば、当事者の合意という考え方を一般的に持ち込むよりは良いのではないか。
- ある追加されるべき管轄原因があったときに、それが全体の事案との関係で非常に過剰なものになっているのであれば、緊急管轄で一定の例外的な場合に対応するということになるだろうし、大抵の場合はそれが適切な管轄になるということであれば、例外的な場合は特別の事情で却下するという対応が恐らく望ましいだろうと思う。要件は難しいだろうが、やはり明文に書いた方が良いのではないか。

#### エ 請求（申立て）の競合

- 基本的に財産権上の訴えの場合は、外国で仮に先に裁判がされるとしても、その裁判が承認されるかどうかは予測が難しく、外国に先に係っているからといって、日本の方を却下するということもできず、結局、中止にとどめざるを得ないということで見送られたようだ。問題状況等で特に違いがないとすると、請求の競合に関する規定を財産権上の訴えで設けないという判断をした以上、人事訴訟・家事事件にだけ設けるとするのは難しいか。
- 特に設ける必要はないという感じは実務的には持っている。
- どちらが早いかで決まってしまうというのはおかしい。最終的には、外国判決の承認等で調整していくべき問題ではないか。
- 財産権上の訴えの場合は、例えばまちまちの判決が出たとしても、執行・承認ルールで調整ができるが、人事や家事の分野においては、まちまちの判決が出たという事実自体はどのくらい影響があるのか。
- 例えば離婚では、両方の国で離婚判決が出る、あるいは離婚原因は違うけれども離婚が認められるとか、一方の国では離婚を認め、一方の国では離婚を認めないという判断がされることはある。一番深刻なのは子の親権、監護権の問題で、その判断が異なるということがあり、本来それは起きないほうがいい。ただ、最終的には条約等で国際的な規律をもってしないと、ある国で競合の場合の調整規定を置いたとしても、最終的な解決にならないのではないか。特に子の監護の場合は、事情の変更など様々なことが起こるので、そういう意味で調整規定を置くことだけでは解決にならない。
- もし日本でしか裁判ができないといっても、外国の裁判所は裁判をしてしまうだろう。
- あり得るとすれば、財産権上の訴えに関する事件で議論されたように、その裁判が明らかに承認されることが予測される事件は一時中止するという規律であろうが、難しい。
- 例えば請求が競合した場合、特に子の保護などについては、国際裁判管轄が競合した場合の規定を設けている国はあると思うが、そうしたときに、管轄の調整のために裁判所同士が連絡をとり合うという規律が一緒になっている場合があり、競合の場合の調整規定を置くだけでは不十分である。
- ドイツやスイスでは請求競合の調整規定を置いている。それらが機能しているかどうかは、裁判所間で連絡をとり合うというシステムのようなものがEU内でできているなど、他の事情によるのか。
- ブリュッセル II bis 規則にも入っているように、裁判所間での連絡ができるということが前提でやっていると思われる。
- 国際倒産でも、UNCITRAL の要綱にも裁判官同士の協力というのは入っているが、日本ではその部分は受け入れられなかった。
- ヨーロッパでは、リエゾン裁判官制度やヨーロッパ司法ネットワークを活用し、二つの国で並行して手続が進んでしまった場合、お互いに情報交換して、

どちらの国の手続が先に進んでいて、どちらの国で手続を進めた方が良いかというのを見た上で、管轄を譲ることもできる仕組みになっている。

- 今回もし調整規定を置こうというのであれば、非現実的ではないかとも思うが、世界的な裁判官ネットワークのシステムに日本も入っていくということにしないとなかなかうまくいかないのではないか。
- 身分法の不統一の問題について、承認ルートで調整するという話があったが、これはどれくらい実務で機能しているのか。
- イギリスで離婚の判決が出たが、承認されず、戸籍の手続がずっと止まっているという話を聞いたことがある。

#### (4) 研究会資料の説明及び討論 2

法務省から、研究会資料 1 に基づいて同資料第 2 の 1 (2) について説明がされた。

引き続き同資料の第 2 の 1 (2) ア及びイの論点等について自由討論の形式で討議がされた。討議の要旨は以下のとおり。

##### ア 被告又は相手方の応訴の負担の考慮等

- 相手方のある事件であっても、アクションを起こした人が、国が違う場合に相手方の国に行かなければいけないというのが公平でないこともあるのではないか。
- 離婚事件について、相手方の保護が何らかの形で考慮されなければいけないということについては、一定の合意があるのだろうが、家事審判事件については、相手方の保護を出発点にするという考え方はむしろ従来あまりなかったのではないか。事件の密接関連地が問題となるのではないか。
- 相手方があるような類型の事件でも、基本的にあるべき裁判管轄は決まっており、必ずしも相手方の住所地が基本ではない。
- 人事訴訟の場合は、国内土地管轄では当事者の住所地という形になっているにもかかわらず、最高裁の判例では、国際裁判管轄の上では被告の住所地が一般的な管轄地だという判断がされている。国際裁判管轄の場合、応訴の負担が国内とは異なるので、相手方の応訴の負担を相当考慮して、国内とは違う取扱いをしているようなところもある。
- 人事訴訟については、そもそも国際裁判管轄だから最高裁がそのような判断をしたのかということについては疑問である。
- 緊急管轄の判断をしたのかどうかに関して議論のある最高裁判例が出たときも、被告の住所地が原則であるがという書き方をしている。その判例が出た時点でも、人事訴訟法では被告住所地原則は採られていなかった。
- 国際裁判管轄の場合、被告の応訴の負担が非常に大きいのはその通りだが、例えば離婚を例にすると、破綻主義が各国で進んでおり、争っても認められてしまう場合は認められてしまう。それよりも、被告の住所地主義が原則になっていることで、逆に日本にいる原告が日本で離婚の裁判がしにくいということが、実務上はもっと大きな問題であるように感じる。また、最近では被告の応訴

の負担も、運用上の工夫等で比較的緩和されていることもある。

- 以前に、外国の当事者が日本で訴えられ、争わなければ日本で認容判決が出てしまいそうになった事案で、本来管轄もない日本で全部やってしまうのは問題ではないかと強く感じた。
- 例えば、原告の住所地を管轄原因とするけれども婚姻生活地でない場合は例外とするとか、選択肢はいろいろあり得る。
- 人事訴訟の国内土地管轄で原告住所地が入ったのは、DVの話がかなり大きかったのではないか。国際裁判管轄のとき、そのような場合にやはり管轄を認めるべきだということであれば、緊急管轄で救うのか、あるいは、国内管轄と同じような形にして、何の理由もなく逃げていった人間がそこで裁判を起こせるのが不当だということであれば、それは特別の事情で却下することとするのか、どちらを原則にするのかが問題になるのではないか。
- 人事訴訟がそのような定めになったのは、DV事案で共通住所地ないし婚姻生活地を明らかにしようとする、原告が今どこにいるかということを証明しなければならなくなる場合が生じるが、それができないため、最終的に、過剰管轄になる可能性はあるが原告の住所地も同順位の管轄原因にしたと理解している。
- 国際裁判管轄について、とりわけ離婚事件、婚姻関係事件で、子の住所をどうするかというのは問題となり得るのではないか。
- 離婚の問題に常に絡んでくる子の監護者指定を同じ管轄で考えるのか、別にするのかという議論と関わってくるが、国際的な裁判管轄について、原告の住所地基準を広く認め、離婚自体については管轄原因が認められやすくしつつ、子の住所を絡ませるとむしろ紛争の原因になるので、子については子の福祉の観点から別途考えていくべきではないか。

#### イ 準拠法との関係

- 準拠法と管轄を並行させなければならないという発想自体がもうとられなくなってきている。実際の手続上も、管轄があるかどうかを決めるときに、あらかじめ準拠法がどうなるかを見て管轄の有無を決めなければならないとなると、ある意味で本案で問題になることを先取りして判断しなければならず、適切ではない。
- 準拠法所属国にだけ国際裁判管轄を認めると問題は大きいのだろうが、選択肢の一つとして準拠法所属国にも国際裁判管轄を認めるという考え方は結構あるようだ。
- 例えば、家事事件手続法別表第1の事件や旧特別家事審判規則に規定されていたような事件は、日本の裁判所が関与するということが前提として作られているように思うので、裏から読むと、仮に国際的な事案であったとしても、日本の裁判所に広く管轄権を認めて良いのではないか。
- 日本の裁判所に管轄がある場合には日本法を適用するということは言えると

思うが、管轄を決める際に、将来その国の法律が適用されるであろうから管轄を持つという理屈は何か。

- もともとは、例えばドイツでは、ドイツの制度が確たるものとしてあり、外国の制度には対応できないので、準拠法がドイツ法となるときにはドイツに管轄を認め、準拠法が外国法になるときは認めないという発想ではないか。
- 非訟事件については、財産権上の訴えとは異なり、日本の裁判所が判断できる場面を広く認めて、かつ、外国の裁判所のした裁判の承認も広く認めることがあって良いのではないか。
- 例えば準拠法の決定ルールとして本国法によるとしている場合には、端的に国籍を管轄原因にしておけば同じ結論になる。そういう形で管轄を広げる発想はあると思うが、正面から準拠法が日本法であることを管轄原因とすると、適用が困難になる。
- 現状、後見開始や失踪宣告は、結果としては準拠法と国際裁判管轄が一致している。通則法第5条及び第6条は今回の検討対象からは外れるのか。
- 通則法第5条及び第6条の国際裁判管轄については、必要があれば見直すことはあり得るが、基本的には、第5条及び第6条は前提としつつ、それ以外の決まっていない部分について決めることになる。
- もともと法例第4条の規定でも、本国管轄が原則だと多数説は考えていたが、日本に住所を有する外国人については、保護が必要になるため、日本で後見開始の審判ができるとしていた。そして、後見開始原因については本国法によりつつも日本法の留保を付し、効果についても、外国法上の様々な成年後見制度が日本に入ってくると取引秩序が害されるため、日本法によっていた。
- 裁判所が法廷地法を適用するというのを、準拠法所属国だからという理屈を通さず説明できないか。

#### (5) 研究会資料の説明及び討論 3

法務省から、研究会資料1に基づいて同資料第2の2及び3について説明がされた。

引き続き同資料の第2の2及び3の論点等について自由討論の形式で討議がされた。討議の要旨は以下のとおり。

##### ア 外国裁判の承認・執行

- 承認・執行の要件も事件類型別に違うのではないか。
- 諸外国の立法例は、まとめてある立法例も少なくないのではないか。ただ、執行があるかどうかの違いはあると思う。
- 管轄原因を考えると、同時に間接管轄のときどうするかというのを考えながら進むことになるのではないか。管轄については、財産関係では基本的に鏡像理論を出発点にするということが良いが、人事、家事では間接管轄を広げるという発想もあり得る。
- 間接管轄で違う規律を設けるということになると、まさに事件類型ごとに間

接管轄の範囲はどこまでかを検討する必要がある。

- 外国が日本では認めていない管轄原因に基づいて裁判したときに、日本でいえば緊急管轄を認めても良い場合には承認するような形で間接管轄を広げる文言の立て方はあるのではないか。
- 必要な呼出しを受けたという要件は、非訟ではなかなか難しい。
- 承認した後の効力と手続の定め方との均衡が問題である。
- 日本で訴訟事件とされているものを外国で非訟事件として裁判したらどうなるかなどの問題も含めて考えざるを得ないのではないか。仮に外国裁判の承認・執行の要件について訴訟と非訟とを分けて規律するとなると困難もあり、訴訟と非訟の区別はなかなか維持しにくいのではないか。
- ドイツでは訴訟と非訟が区別されているという話をよく聞くが、それ以外の国では、訴訟と非訟がどう区別されているのか実はよく分からない場合が多い。訴訟か非訟かということではなく、また事件類型ごとというわけではなく、形成効のみの裁判と執行が可能であるものとで分けて議論するのが実態には合っているのではないか。

イ その他の非訟事件における国際裁判管轄等

- 会社非訟で、例えば社債権者集会の裁判所による認可をするときに、日本の会社が外国で発行した社債の社債権者集会を日本で開き減免できるのか、日本の裁判所に認可の申立てができるか、または信託の受益権の変更等、国際的な問題はありそうである。ただ、どの程度ニーズがあるかはわからない。
- どこまでやればいいのかというのは、ある種、きりが無い世界であるし、非訟というくくりで本当に済むのかという話もあり、なかなかやり方が難しい。ニーズがはっきりしているものは個別に検討するというのはあると思う。
- 船荷証券の徐権決定について国際裁判管轄が問題となった例がある（東京簡裁平成17年10月20日決定）。

(6) その他

今後の進行等について確認及び議論がされた。